広報あきる野「市民のひろば」掲載申込書

あきる野市長　殿

□　月　□　日号掲載希望

団体等の名称	12字以内		
会　員　数	人　（市内　　人　市外　　人）		
ふりがな 代表者氏名		電話番号	
代表者住所	あきる野市		

１　掲載希望内容については、次のいずれか１つに□を記入してください。

□会員募集（団体等の会員を募集するもの、掲載は年度1回まで）

活動日時		15字以内
活動場所		12字以内
活動内容		24字以内
入会金等	□有　入会金　　円　月会費　　円　□無	

□講演会等の案内（日程の決まっている催しもの、掲載は年度2回まで）

名　　称		24字以内
日　　時		15字以内
場　　所		12字以内
ふりがな 講　　師		15字以内
費　　用	□有料　　円　□無料	
説　　明		15字以内

□活動内容のお知らせ（団体等の活動内容を市民にお知らせしたい場合、掲載は年度1回まで）

活動内容		48字以内

２　問合せ先（広報に掲載する名前）及び申込者（窓口に来られた方）

問合せ先	ふりがな 氏名		電話番号	
申　込　者	氏名		電話番号	

（代表者と同じ場合は、記入不要。問い合わせ及び申込者は、市民の方に限ります。）

※ＦＡＸで送信の方は、自宅のＦＡＸ番号（　　－　　）

以前に掲載されたのは、（　　）年（　　）月（　　）日号です。

※掲載されたことがある方のみ記入してください。

掲載内容について、裏面の「市民のひろば」掲載基準に違反していません。違反したときは、以後の掲載が認められないことに同意します。

【署名】＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「市民のひろば」掲載基準

広報あきる野「市民のひろば」は、市民相互の情報交換の場や交流の場として、より多くの市民の方に活用していただく目的で設けた欄です。この趣旨を踏まえて円滑に「市民のひろば」の掲載を行っていくため、次のとおり掲載基準を設けています。ご協力をお願いします。

１　掲載の申し込みができる団体

市内を活動拠点とし、会員は２人以上で構成され、半数以上が市内在住・在勤・在学の方で構成されている団体等です。

２　次の内容であるときは掲載を認めません。

⑴　講演会等の会場（自然観察会等の野外活動を除く。）が市の施設など公共性のある施設でないとき。
⑵　政治、宗教又は営利活動を目的としていると認められるとき。
⑶　公の秩序又は善良な風俗に反すると認められるとき。
⑷　売名行為を目的としたものと認められるとき。
⑸　特定の個人や団体等間の連絡等と認められるとき。
⑹　代表者、申込み先、問い合わせ先が市内在住の方でないとき。
⑺　講師（指導者）がその団体等の代表者又は掲載の申込み先や問い合わせ先であるとき。
⑻　多額の会費等（会費は月3,000円を超えるもの、入会金は5,000円を超えるもの、講演会等の費用は１回3,000円を超えるもの、実費は相応の金額を超えるもの）を徴収するとき。
⑼　掲載申込書に虚偽の記載をしたとき（重大な虚偽がある場合、以後の掲載は一切認めません）。

３　掲載申込みの受付期限

掲載の申し込みは、掲載を希望する号の１か月前の日（４月１５日号掲載希望の場合は、３月１５日まで）を期限とします。ただし、期限が土曜・日曜日など市役所の閉庁日に該当した場合は、その日の翌日の開庁日とします。

※１月１日号及び、市長が特別の事情等により認めないと判断した場合は、掲載できません。

４　掲載申込みの受付方法

掲載の申し込みは、広報あきる野「市民のひろば」掲載申込書（この用紙の表面）により、市長公室の窓口で直接又はＦＡＸや郵送（締切日必着）で受け付けています。なお、掲載希望内容の確認が必要な場合がありますので、直接の場合は必ず内容について熟知している方がお持ちください。また、ＦＡＸや郵送の場合には、日中連絡ができる電話番号を必ずご記入ください（ＦＡＸの方はご自宅のＦＡＸ番号もご記入ください）。

５　掲載回数の制限

市民の皆さんの掲載申込みを公平に取り扱うため、同一の団体等からの掲載申込書は、「会員募集」と「活動内容のお知らせ」は、年度（４月から翌年３月までを年度といいます。）１回とし、「講演会等の案内」は、年度２回までとします。ただし、同一の団体等の併載及び連載はしません。

６　掲載

掲載申込みが多く、すべてを掲載できない場合には、希望する号に掲載しなければ開催に支障があるものを優先して掲載します。ただし、希望する号に掲載できなかった場合は、支障がない限り、次号以降に掲載を繰り越します。

※類似団体であって、代表者・内容及び問合せ先等が同一の場合は、掲載できないことがあります。

７　掲載希望内容と広報掲載の有無等

掲載希望内容については、編集、その他広報紙面の都合上、市長公室で一部を添削し、又は一部若しくは全部を掲載しないことがあります。また、広報掲載の有無及び広報掲載内容の校正の連絡はしません。申し込む前に必ず掲載希望内容を再確認するようお願いします。

８　トラブルの処理

広報掲載内容は、申込者の良識を信頼して掲載します。万が一、掲載希望内容が事実と異なるなどによるトラブルが生じた場合には、当事者間で処理をお願いします。

９　申込み先

あきる野市役所企画政策部市長公室（☎５５８－１２６９　ＦＡＸ５５８－１１１３）